R8.6.1　第１回実行委員会　承認

第３２回全国棚田(千枚田)サミット運営委員会規程

（目的）

第１条　本規程は、第３２回全国棚田（千枚田）サミット実行委員会規約第15条の規定に基づき、運営委員会（以下、「本会」という。）に関して必要な事項を定め、第３２回全国棚田（千枚田）サミット（以下、「大会」という。）の円滑な運営を資することを目的とする。

（権能）

第２条　本会は、大会の運営に関する事項について、調査および審議ならびに実務を行い、それらを実行委員会に報告するとともに、必要に応じて実行委員会に対して提言を行う。

（協議事項）

第３条　前条に規定する大会の運営に関する事項は、以下のとおりとする。

⑴　実行委員会より付託された事項

⑵　その他本会の目的達成に必要な事項

（構成）

第４条　本会は、関係する機関および団体に属する者から選出された委員（実行委員会規約別表２）をもって構成する。ただし、その職に異動があった場合は、その後任者を委員とする。

２　委員の任期は、本会の解散までとする。

３　本会を代表し総括する委員長を置き、甲賀市産業経済部長をもって充てる。

４　委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する副委員長を置き、滋賀県農村振興課長をもって充てる。

（運営）

第５条　本会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

３　本会は、委員長の承認を得た上で、必要に応じてオブザーバーを本会に出席させることができるものとする。

（班等の設置）

第６条　本会の協議事項を検討するため、必要があるときは、委員および関係団体の協力を得て班を置く。

２　本会の事務を処理するため、事務局を甲賀市農業振興課に置く。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付　則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。